

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県財産規則の一部を改正する規則	1
◎高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎高知県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則	2
◎高知港三里地区の港湾関連用地の割賦分譲及び貸付けに関する規則	2
◎高知県契約規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○救急病院の認定 (医療政策課)	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	2
◎告示 (高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数の定め)の一部改正 (漁業管理課)	3
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	3
○公共測量の実施の通知 (")	3
○公共測量の作業期間及び作業地域の変更の通知 (")	3
○道路の区域変更 (7件) (道路課)	3
○道路の供用開始 (")	5
◎告示 (指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任)の一部改正 (建築指導課)	5
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧 (2件) (都市計画課)	5
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程	5
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則	5

◎高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則	5
高知海区漁業調整委員会指示	
○浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る指示	5
その他	
○公営住宅法に基づく県営住宅等の管理の代行 (住 宅 課)	6
○公営住宅法に基づく村営住宅等の管理の代行 (")	7

規 則

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
令和2年3月31日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第21号

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和2年高知県条例第17号)附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、令和2年4月1日とする。

高知県規則第22号

高知県財産規則の一部を改正する規則

高知県財産規則(昭和39年高知県規則第19号)の一部を次のように改正する。
第48条第1項第1号中「年1.7パーセント」を「年1.6パーセント」に改め、同項第2号中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。
第150条第2項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。
第162条第10号及び第11号中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

附 則

- (施行期日)
- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
 - この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県財産規則(以下この項において「旧規則」という。)第48条第1項各号に掲げる延納利率によってなされた普通財産の売払代

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

金又は交換差金の延納の特約、旧規則第150条第2項の規定による延納利息の率によってなされた強制徴収債権以外の債権に係る履行延期の特約等及び旧規則第162条第10号に掲げる条件を付された貸付金債権の契約については、なお従前の例による。ただし、知事がこの規則による改正後の高知県財産規則の規定によることを認める場合は、この限りでない。

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第23号

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則(昭和24年高知県規則第41号)の一部を次のように改正する。
別表第1の1の項中「450円」を「440円」に、「230円」を「220円」に、「2,820円」を「2,770円」に、「1,260円」を「1,240円」に、「1,630円」を「1,600円」に、「2,080円」を「2,040円」に、「1,190円」を「1,170円」に、「1,340円」を「1,310円」に、「1,560円」を「1,570円」に、「240円」を「230円」に、「1,050円」を「1,000円」に、「590円」を「580円」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第24号

高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

高知県クリーニング業法施行細則(平成7年高知県規則第2号)の一部を次のように改正する。
別記第10号様式中「手札型の大きさとし、出願前6月以内に正面で撮影したもので、裏面に氏名及び撮影年月日」を「出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名」に、「証明する書類」を「証明する書類(氏名に変更があつては、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書(外国人にあつては、住民票の写しその他氏名に変更があつてゐることを証明することができる書類)を含みます。)」に改める。

別記第14号様式注1中「又は抄本」を「若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人にあっては、住民票の写しその他氏名に変更があったことを証明することができる書類）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

高知県知事 瀨田 省司

高知県規則第25号

高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第20条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第23条第1項中「及び」を「又は」に改め、同条第2項第4号を同項第5号とし、同項第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

（1） 学生を大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定による授業料等減免対象者（次条第1項第1号において「授業料等減免対象者」という。）として認定したとき。

第24条の見出し中「授業料」を「入校料及び授業料」に改め、同条中「に基づき」を「に基づき入校料又は」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1） 入校料又は授業料が納付された後において、学生を授業料等減免対象者として認定したとき 既納又は過納となる入校料又は授業料の額に相当する額

第24条に次の1項を加える。

2 条例第8条ただし書の規定に基づく入校料及び授業料の還付の申請その他の手続に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高知県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

高知県知事 瀨田 省司

高知県規則第26号

高知県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

高知県肥料取締法施行細則（昭和25年高知県規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表5の項中「をいう」を「をいう。以下同じ」に改め、同表6の項中「牛由来の原料を」を「動物由来たん白質が」に、「生産された普通肥料」を「使用された普通肥料のうち、牛、めん羊又は山羊に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたもの又は原料事情等により使用する場合があるもの」に、「牛由来たん白質」を「牛等由来たん白質」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の5による表示事項については「動物由来たん白質」の次に、6による表示事項については「牛等由来たん白質」の次に括弧を付し、その括弧内にその由来する動物種を記載することができる（記載例：「動物由来たん白質（豚に由来するもの）」又は「牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）」）。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高知港三里地区の港湾関連用地の割賦分譲及び貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

高知県知事 瀨田 省司

高知県規則第27号

高知港三里地区の港湾関連用地の割賦分譲及び貸付けに関する規則の一部を改正する規則

高知港三里地区の港湾関連用地の割賦分譲及び貸付けに関する規則（平成13年高知県規則第127号）の一部を次のように改正する。

第1条中「港湾関連用地」を「港湾関連用地のうち高知新港企業用地及び高知新港高台用地」に、「高知新港企業用地」という。）の「を」を「高知新港企業用地等」という。）について、「に、」を「貸付けについて」を「貸付けに関し」に改める。

第2条中「高知新港企業用地」を「高知新港企業用地等」に改める。

第3条第1項中「高知新港企業用地」を「高知新港企業用地等」に改め、同条第2項中「2.0パーセント」を「4.0パーセント」に改める。

第4条中「高知新港企業用地」を「高知新港企業用地等」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高知県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

高知県知事 瀨田 省司

高知県規則第28号

高知県契約規則の一部を改正する規則

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項第2号中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県契約規則第45条第1項第2号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第210号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和2年3月31日

高知県知事 瀨田 省司

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
いの町立国民健康保険仁淀病院	吾川郡いの町1369番地	令和2・4・1	令和5・3・31

高知県告示第211号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和2年3月31日

高知県知事 瀨田 省司

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和2年1月23日	下村 誠	きらり歯科医院 高岡郡中土佐町久礼2098-1

		訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防訪問介護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション
--	--	--

高知県告示第212号

平成27年12月高知県告示第721号（高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数の定め）の一部を次のように改正する。
令和2年3月31日

高知県知事 濱田 省司

表中「354」を「350」に、「193」を「189」に改める。

高知県告示第213号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和2年3月13日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和2年3月31日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）

2 作業期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 作業地域

高知県全域

高知県告示第214号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和2年3月13日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年3月31日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和2年3月16日から同年8月31日まで

3 作業地域

高岡郡佐川町地内

高知県告示第215号

令和2年1月高知県告示第30号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量について、国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり作業期間及び作業地域を変更する旨の通知を令和2年3月4日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年3月31日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量

2 作業期間

（変更前） 令和元年11月7日から令和2年2月28日まで

（変更後） 令和元年11月7日から令和2年3月23日まで

3 作業地域

（変更前） 高岡郡四万十町富岡、平串及び中ノ越

（変更後） 高岡郡四万十町富岡、平串及び中ノ越並びに幡多郡黒潮町佐賀

高知県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 国道

2 路線名 441号

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
四万十市川登字打越233番1から 四万十市川登字小神田2054番1まで	A	4.3 } 75.5	1454
	B	4.3 } 45.5	68
	前 C	8.1 } 22.6	84

四万十市川登字瀧本山3654番1地先から 四万十市川登字小谷口1696番1まで	D	6.9 } 35.5	134
	E	8.5 } 111.0	1178
四万十市川登字京次郎山3517番1から 四万十市川登字宮ノ前2156番1まで	後	8.0 } 72.5	1178

高知県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道

2 路線名 足摺岬公園

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
土佐清水市松尾字カツチ川451番1地先から 土佐清水市大浜字東駄場2番4まで	前 A	3.5 } 53.9	4633
	B	9.5 } 62.7	1835
土佐清水市松尾字カツチ川451番1から 土佐清水市大浜字東駄場2番4地先まで	後	9.5 } 1835	1835

駄場2番4地先まで		62.7	
-----------	--	------	--

高知県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和2年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和2年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安芸物部
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市染井町398番9から 安芸市井ノ口字井ノ上乙2134番6地先まで	前	2.4 }	5141
	後	2.4 }	5141

高知県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和2年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和2年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有岡川登
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市川登字シロノ前760番1から 四万十市川登字庄ノ久保942番3まで	前	A 15.2 }	115
四万十市川登字シロ			

ノ前760番1から 四万十市川登字シロノ前764番1まで	B	21.2	37
	後	21.2	37

高知県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和2年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和2年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市奈比賀字宮ノ西336番から 安芸市奈比賀字宮ノ前1900番1まで	前	A 2.6 }	284
安芸市奈比賀字宮ノ西362番1から 安芸市奈比賀字中ノ前300番1まで	B	6.7 }	324
安芸市奈比賀字宮ノ西362番1から 安芸市奈比賀字中ノ前300番1まで	後	6.7 }	324

高知県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和2年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和2年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈比賀川北
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市奈比賀字宮ノ西373番から 安芸市奈比賀字大久保183番3まで	前	A 4.4 }	460
安芸市奈比賀字中ノ前300番1から 安芸市奈比賀字中洲181番6まで	B	6.0 }	252
安芸市奈比賀字中ノ前300番1から 安芸市奈比賀字中洲181番6まで	後	6.0 }	252

高知県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和2年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和2年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川登中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市川登字段ノ川1868番1から 四万十市川登字段ノ川1865番1まで	前	14.5 }	21
四万十市川登字宮ノ前2161番1から 四万十市川登字段ノ川1865番1まで	後	6.5 }	523

高知県告示第223号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 香北赤岡
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
香美市香北町西川字岩ガ佐古乙120番1から 香美市香北町西川字中ノ本乙184番1まで	149	令和2年3月31日

高知県告示第224号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成27年10月高知県告示第604号(指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任)の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 3中
「(3) T B T C九州構造センター
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号」
を
「(3) T B T C中国構造センター
広島県広島市中区銀山町3番1号
(4) T B T C九州構造センター
福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目17番15号」
に改める。

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南国市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写し

を公衆の縦覧に供する。

令和2年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び南国市役所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南国市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和2年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画特別用途地区
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び南国市役所

公営企業局管理規程

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

高知県公営企業局長 北村 強

高知県公営企業局管理規程第5号

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号及び第29条第3項中「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日前に既にこの規程による改正前の高知県公営企業局契約規程(以下この項において「改正前の規程」という。)第26条第1項第2号の規定により延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算及び同日前に既に改正前の規程第29条第3項の規定により前払金に利息を付して返還しなければならない旨を約定している契約の当該利息の額の計算については、なお従前の例による。

公安委員会規則

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第4号

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則

高知県警察定員配分規則(昭和37年高知県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「90人」を「92人」に、「65人」を「63人」に、「158人」を「165人」に、「286人」を「279人」に、「113人」を「118人」に、「347人」を「342人」に、「111人」を「109人」に、「365人」を「367人」に、「519人」を「531人」に、「1,092人」を「1,080人」に、「227人」を「221人」に、「87人」を「93人」に、「746人」を「752人」に、「1,179人」を「1,173人」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第5号

高知県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会審査請求手続規則(平成28年高知県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「高知県警察本部警務部監察官の職にある者のうちから適当であると」を「高知県警察本部の職員のうちから審理に関する事務を行うに当たって必要な知識及び経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

海区漁業調整委員会指示

高知海区漁業調整委員会指示第88号

浦ノ内湾におけるあさりの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、令和2年3月24日に次のとおり指示した。

令和2年3月31日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

(採捕の制限)

- 1 浦ノ内湾において、2に定める区域内では、あさを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、あさに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他関与を受けて採捕する場合を含む。）
 - (2) 高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）から採捕の承認を受けて採捕する場合（制限区域）
- 2 あさりの採捕に係る制限区域は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) A区域（天皇洲の区域）

次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア 北緯33度26分15.6秒・東経133度25分26.7秒
 点イ 北緯33度26分10.0秒・東経133度25分22.8秒
 点ウ 北緯33度26分2.2秒・東経133度25分38.9秒
 点エ 北緯33度26分6.5秒・東経133度25分51.9秒
 点オ 北緯33度26分13.0秒・東経133度25分47.2秒
 - (2) B区域（宇佐大橋の南西側の区域）

次の点アから点オまでの各点を順次に直線で結んだ線及び点オと点アとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア 北緯33度26分18.1秒・東経133度26分16.0秒
 点イ 北緯33度26分14.2秒・東経133度26分19.0秒
 点ウ 北緯33度26分7.9秒・東経133度26分17.2秒
 点エ 北緯33度26分6.2秒・東経133度26分10.3秒
 点オ 北緯33度26分13.1秒・東経133度26分8.9秒

（殻長の制限）
- 3 1の(2)の採捕の承認を受けた者にあつては、殻長3センチメートル未満のあさを採捕してはならない。
 （標識の携帯）
- 4 1の(2)の採捕の承認を受けた者にあつては、あさを採捕しようとするときは、事前に委員会に届け出た標識を自ら携帯しなければならない。
 （報告書の提出）
- 5 1の(2)の採捕の承認を受けた者にあつては、四半期ごとに、別に定める様式によりあさりの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。
 （承認の取消し）
- 6 委員会は、この指示又は高知県漁業調整規則に違反してあさを採捕したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、1の(2)の採捕の承認を取り消すことができる。

（事務の取扱い）

- 7 この指示に定めるもののほか、1の(2)の採捕の承認に関する事務の取扱いについては、委員会が別に定めるところによるものとする。
 （指示の有効期間）
- 8 この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

 そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき高知県に代わって県営住宅（高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第2条第3号に規定する従前居住者用住宅を除く。）及び共同施設（同条第4号に規定する従前居住者用住宅に係る共同施設と同等と認められる施設を除く。）（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和2年3月31日

高知県住宅供給公社理事長 田所 実

- 1 高知県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称
 高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が高知県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

団地名	位置
鏡水	高知市上町四丁目
大津	高知市大津
若草町	高知市若草町
若草南	高知市若草南町
介良	高知市介良
船岡	高知市神田
小高坂三の丸	高知市平和町
宇治	吾川郡いの町
長浜馬場の西	高知市長浜

柳ノ内	室戸市室津
行当	室戸市元
土佐山田	香美市土佐山田町
鏡川	高知市鴨部一丁目
潮江	高知市小石木町
船岡南	高知市神田
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町
沖田	高知市朝倉
別所山	香南市赤岡町
日高	高岡郡日高村
元	室戸市元
十津南	高知市十津五丁目
春野	高知市春野町内ノ谷
天神南	安芸郡奈半利町
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木
窪川	高岡郡四万十町
奈半利	安芸郡奈半利町
佐喜浜	室戸市佐喜浜町
蒲原	南国市岡豊町蒲原
赤岡	香南市赤岡町
安芸東	安芸市川北
野根	安芸郡東洋町

横浜	高知市横浜新町二丁目
田野	安芸郡田野町
南国	南国市小籠二丁目
中村	四万十市中村丸の内
桜川	須崎市押岡
吉川	香南市吉川町吉原
土佐	土佐市蓮池
清水	土佐清水市幸町
赤岡東	香南市赤岡町
十市	南国市緑ヶ丘一丁目
佐川	高岡郡佐川町
日高東	高岡郡日高村
宿毛	宿毛市平田町
宝永	安芸市宝永町
中村北	四万十市安並
鴨部	高知市鴨部二丁目
奈半利東	安芸郡奈半利町
佐賀	幡多郡黒潮町
本山	長岡郡本山町
横浜第二	高知市横浜新町一丁目
田野西	安芸郡田野町
土佐南	土佐市蓮池
吉川西	香南市吉川町吉原

羽根	室戸市羽根町
野根第二	安芸郡東洋町
大方	幡多郡黒潮町
菜生	室戸市室戸岬町
竹島	高知市南竹島町
朝倉	高知市朝倉本町一丁目
羽根第二	室戸市羽根町

- 3 高知県住宅供給公社が高知県に代わって行う県営住宅等の管理の内容
 (1) 公営住宅法第47条第3項各号(第4号、第6号及び第7号を除く。)に掲げる業務
 (2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務
- 4 高知県住宅供給公社が高知県に代わって県営住宅等の管理を行う期間
 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

~~~~~

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第47条第1項の規定に基づき日高村に代わって村営住宅等(日高村営住宅設置及び管理に関する条例(平成9年日高村条例第22号)第2条第1号に規定する村営住宅及び同条第3号に規定する共同施設をいう。以下同じ。)の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和2年3月31日

高知県住宅供給公社理事長 田所 実

- 1 日高村に代わって村営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
 高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が日高村に代わって管理を行う村営住宅等の名称

| 団地名        | 位置               |
|------------|------------------|
| 村営住宅西ノ越住宅  | 高岡郡日高村本郷3,352番地2 |
| 村営住宅国岡団地A棟 | 高岡郡日高村下分3,092番地2 |

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 村営住宅国岡団地B棟 | 〃                 |
| 村営住宅馬越団地   | 高岡郡日高村沖名1,085番地   |
| 村営住宅夢団地    | 高岡郡日高村本村24番地1     |
| 村営住宅清水田団地  | 高岡郡日高村本郷1,604番地11 |
| 村営住宅福良住宅   | 高岡郡日高村下分3,938番地2  |
| 村営住宅鍛冶屋住宅  | 高岡郡日高村下分3,884番地1  |

- 3 高知県住宅供給公社が日高村に代わって行う村営住宅等の管理の内容  
 (1) 公営住宅法第47条第3項各号(第4号、第6号及び第7号を除く。)に掲げる業務  
 (2) 村営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務
- 4 高知県住宅供給公社が日高村に代わって村営住宅等の管理を行う期間  
 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで